

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 文化スポーツ課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長文ス第70号
委 託 業 務 名 称	長浜市スポーツ推進委員活動促進事業
委 託 業 務 場 所	長浜市内スポーツ施設ほか
業 務 の 概 要	・委員の資質向上を図るため、研修会の参加促進事業 ・市民の理解を深めるため、スポーツ活動広報周知にかかる事業 ・市民へのスポーツの普及・促進にかかる事業
履 行 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	1,000,000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市八幡東町632番地 [商 号 又 は 名 称] 長浜市スポーツ推進委員会 会長 田川重雄
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	長浜市スポーツ推進委員会は、市長が委嘱した非常勤公務員で構成する組織であり、長浜市スポーツ推進委員に関する規則に基づき事業を進めるうえで、地域の事情に精通し地域の人と共に生涯スポーツの振興・発展を推進できる代替性のない組織であるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 ○(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。